

《付属资料》

東京都地下空間浸水対策ガイドライン検討会
設置要綱

東京都地下空間浸水対策ガイドライン検討会設置要綱

(目 的)

第1 集中豪雨により河川や下水道から溢れた水は、市街地の低地部に集まり、そこにある地下鉄、地下街等に重大な災害をもたらす。今後、市街地における地下空間の利用が進む中で、地下空間での浸水危険度はさらに高まる恐れがある。

このため、地下街・地下鉄など大規模地下空間及び、住宅等に併設された半地下構造物等を対象に、家づくり・まちづくり対策をはじめ、防災教育訓練、体制等の対策、また公民の役割分担について技術的観点から検討するため「東京都地下空間浸水対策ガイドライン検討会（以下、検討会という。）」を設置する。

(所管事項)

第2 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 地下空間における浸水対策に関し、公民の役割分担、都の先導的な役割、具体的な対応策について
- (2) その他必要事項について

(構 成)

第3 検討会は、別表1に掲げる職にあるものをもって構成する。

(座 長)

第4 検討会の座長は、都市整備局都市基盤部施設計画課長をもって充てる。

- 2 座長は、必要に応じて検討会を招集し、会議を主宰する。
- 3 座長に事故あるときは、座長の指定するものがその職務を代理する。
- 4 座長は必要があると認めるときは別表1に掲げる構成員以外のものの出席を求めることができる。

(作業部会)

第5 「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」の策定に向けて、検討会の下に作業部会を設ける。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。

(事 務 局)

第6 検討会及び作業部会の事務局は都市整備局都市基盤部施設計画課とし、庶務は都市整備局都市基盤部施設計画課において処理する。

(そ の 他)

第7 この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成19年11月7日から施行する。

「東京都地下空間浸水対策ガイドライン検討会」委員名簿

別表1 検討会委員

- 片岡 正造 都市整備局都市基盤部施設計画課長
 - 小野 恭一 都市整備局都市基盤部交通企画課長
(前福田 至)
 - 小野 幹雄 都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長
(前砂川 俊雄)
 - 上野 雄一 都市整備局市街地建築部市街地企画課長
 - 山崎 弘人 都市整備局市街地建築部建築企画課長
(前小野 幹雄)
 - 長島 修一 建設局河川部計画課長
 - 谷本 俊哉 建設局河川部防災課長
(前石井 俊一)
 - 小林 一浩 建設局河川部副参事 (中小河川計画担当)
(前谷本 俊哉)
 - 神山 守 下水道局計画調整部計画課長
(前中島 義成)
 - 川本 和昭 下水道局計画調整部事業調整課長
(前長井 陽一郎)
 - 板屋 芳治 下水道局計画調整部副参事 (緊急重点雨水対策事業担当)
(前小団扇 浩)
- (○：座長)

別表2 作業部会

- 都市整備局 都市基盤部 施設計画課 施設計画係
- 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通企画担当
- 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 土地利用係
- 都市整備局 市街地建築部 市街地企画課 企画係
- 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 建築係
- 建設局 河川部 計画課 企画係
- 建設局 河川部 防災課 防災係
- 下水道局 計画調整部 計画課 基本計画主査
- 下水道局 計画調整部 事業調整課 施設計画係